

せとうち観光専門職短期大学 教育課程連携協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、せとうち観光専門職短期大学学則第20条第2項に定めるせとうち観光専門職短期大学教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する教職員

(2) 本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団

体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富

な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者等

(4) 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において協力する事業者

(5) 本学の教職員以外の者であって、学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(審議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(議長)

第5条 協議会に、議長を置き、委員の互選とする。

2 議長は、協議会を招集し、協議会を代表する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員に事故あるときは、代理の者が出席できるものとする。

2 協議会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。その職を引いた後も同様とする。

附 則

1. この規程は、2021年4月1日から施行する。

1. この規程は、2023年2月9日から施行する。